

最良執行方針 新旧対照表 (2024年4月22日改定)

(下線部分変更箇所)

※ この度の「最良執行方針」は一般のリテール取引を行っているお客様向けの方針の改定となります。弊社のグローバル・マーケティング部門とお取引のお客様（ホールセールの法人顧客等）の「最良執行方針」は今回の改定対象外となります。

新 (改定後)	旧 (改定前)
(2024年4月22日改定)	(2022年6月27日改定)
<p>1. 対象となる有価証券 (略)</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法 当社においては、お客様からいただいた注文に対し、上記 1. (2) を除き、当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取次ぎます。なお、以下に表す用語の定義はそれぞれ次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTS【Proprietary Trading System】： (略) <p>※PTS 運営業者との関係：<u>ジャパンネクスト社及び大阪デジタルエクスチェンジ社は当社が所属するSBIグループから出資を受けており、当社との間で資本関係を有します。両社を取次ぎ先としている理由は、金融商品取引所市場以外の両社のPTS市場を取次ぎ先に追加することで、より有利な価格、より安価な取引コストでの約定機会の提供が可能となること及び約定可能性が高まることが期待され、お客様に合理的なメリットがあると考えためです。</u></p> <p>※PTS 一般信用取引：PTS 一般信用取引の新規注文については、「<u>上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則</u>」により、<u>ジャパンネクスト社及び大阪デジタルエクスチェンジ社が運営するPTSに取次ぎができません。そのため、SORで発注された一般信用取引の新規注文は、金融商品取引所市場に取り次ぎいたします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ダークプール：ダークプールとは、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の2第7項に規定される「社内取引システム」をいい、証券会社が投資家同士の売買注文を付け合わせ、マッチング可能な注文があれば、金融商品取引所の立会外市場(ToSTNeT)に発注し約定させるシステムです。ダークプールを取次ぎ先としている理由は、金融商品取引所市場及びPTS市場以外を取次ぎ先に追加することで、より有利な価格、より安価な取引コストでの約定機会の提供が可能となること及び約定可能性が高まることが期待され、お客様に合理的なメリットがあると考えためです。ダークプールの利用条件や取引ルールの詳細は、当社WEBサイト(https://www.sbisec.co.jp)で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその詳細をお伝えいたします。</u> <p>※<u>信用取引については、ダークプールは取次ぎ先の対象外となります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTS市場等：<u>ジャパンネクスト社及び大阪デジタルエクスチェンジ社が運営するPTS及びダークプールを指します。</u> ・SOR【Smart Order Routing】：<u>複数の市場から最良の市場を選択して注文を執行する形態をいい、当社</u> 	<p>1. 対象となる有価証券 (略)</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法 当社においては、お客様からいただいた注文に対し、上記 1. (2) を除き、当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取次ぎます。なお、以下に表す用語の定義はそれぞれ次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTS【Proprietary Trading System】： (略) <p style="text-align: right;">(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SOR【Smart Order Routing】：<u>複数の市場から最良の市場を選択して注文を執行する形態をいい、当社</u>

では、金融商品取引所市場とPTS市場等で提示されている気配価格等を監視し、原則、最良気配価格を提示する取次ぎ先を判定して自動的に執行します。また、この判定を行うためのシステムを「SORシステム」といいます。ジャパンネクスト社の第2市場

(X-Market) 及び大阪デジタルエクステンジ社のPTS及びダークプールにはSORシステムにより取次ぎ先が自動判定された場合にのみ取次ぎます。

最良気配価格が同一である場合の取次ぎ先の優先順位は、ダークプール、X-Market、大阪デジタルエクステンジ社のPTS、J-Market、金融商品取引所市場の順となります。これは注文執行時に適用される取引コスト(各PTS市場等並びに金融商品取引所市場へお客様の注文を取次ぐにあたり当社が負担するコストを含む)などを総合的に考慮して、上記優先順位とすることが最終的にお客様に合理的なメリットがあると考えためです。

なお、それぞれの具体的な内容は、当社WEBサイト(<https://www.sbisec.co.jp>)で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその詳細をお伝えいたします。

- SOR対象銘柄： (略)
- IOC注文(Immediate or Cancel order)とは、指定した値段かそれよりも有利な値段で、即時に一部あるいは全数量を約定させ、成立しなかった注文数量を失効させる条件付注文です。

(削除)

【2】SOR対象銘柄の場合

(略)

2) 1) において、取次ぎ先の自動判定は、次のとおり行います。

J-Market、X-Market、大阪デジタルエクステンジ社のPTS、ダークプール、金融商品取引所市場の最良気配価格を比較し、金融商品取引所市場の最良気配が有利な場合は、金融商品取引所市場に取次ぎます。PTS市場又はダークプールの最良気配価格が金融商品取引所市場の最良気配価格と同値又は有利な場合は、PTS市場又はダークプールに取次ぎます(複数のPTS市場等において価格が同値の場合の取次ぎ先の優先順位は、ダークプール、X-Market、大阪デジタルエクステンジ社のPTS、J-Marketの順となります。)。ただし、1注文が複数単元で一部数量のみPTS市場等の最良気配価格が金融商品取引所市場の最良気配価格と同値又は有利な場合は、その一部数

では、金融商品取引所市場とPTS市場等で提示されている気配価格等を監視し、原則、最良気配価格を提示する取次ぎ先を判定して自動的に執行します。また、この判定を行うためのシステムを「SORシステム」といいます。ジャパンネクスト社の第2市場

(X-Market) 及び大阪デジタルエクステンジ社のPTSにはSORシステムにより取次ぎ先が自動判定された場合にのみ取次ぎます。

最良気配価格が同一である場合の取次ぎ先の優先順位は、X-Market、大阪デジタルエクステンジ社のPTS、J-Market、金融商品取引所市場の順となります。これは注文執行時に適用される取引コスト(各PTS市場並びに金融商品取引所市場へお客様の注文を取次ぐにあたり当社が負担するコストを含む)などを総合的に考慮して、上記優先順位とすることが最終的にお客様に合理的なメリットがあると考えためです。

なお、それぞれの具体的な内容は、当社WEBサイト(<https://www.sbisec.co.jp>)で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその詳細をお伝えいたします。

- SOR対象銘柄： (略)

(追加)

- PTS運営業者との関係：ジャパンネクスト社及び大阪デジタルエクステンジ社は当社が所属するSBIグループから出資を受けており、当社との間で資本関係を有します。両社を取次ぎ先としている理由は、金融商品取引所市場以外の両社のPTS市場を取次ぎ先に追加することで、より有利な価格、より安価な取引コストでの約定機会の提供が可能となること及び約定可能性が高まることが期待され、お客さまに合理的なメリットがあると考えためです。

- PTS一般信用取引：PTS一般信用取引の新規注文については、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」により、ジャパンネクスト社及び大阪デジタルエクステンジ社が運営するPTSに取次ぎができません。そのため、SORで発注された一般信用取引の新規注文は、金融商品取引所市場に取次ぎいたします。

【2】SOR対象銘柄の場合

(略)

2) 1) において、取次ぎ先の自動判定は、次のとおり行います。

J-Market、X-Market、大阪デジタルエクステンジ社のPTS、金融商品取引所市場の最良気配価格を比較し、金融商品取引所市場の最良気配が有利な場合は、金融商品取引所市場に取次ぎます。PTS市場の最良気配価格が金融商品取引所市場の最良気配価格と同値又は有利な場合は、PTS市場に取次ぎます(複数のPTS市場において価格が同値の場合の取次ぎ先の優先順位は、X-Market、大阪デジタルエクステンジ社のPTS、J-Marketの順となります。)。ただし、1注文が複数単元で一部数量のみPTS市場の最良気配価格が金融商品取引所市場の最良気配価格と同値又は有利な場合は、その一部数量のみをPTS市場に、残数量を金融商品取引所市場に、1注文を分割

<p>量のみを PTS 市場等に、残数量を金融商品取引所市場に、1 注文を分割して各市場に取次ぎます（単元未満となる分割発注はされません。）。そのため、1 注文が複数市場に跨って約定が成立する場合がございます。なお、SOR 判定により、各市場に取次ぐ際には IOC 注文で発注いたします。</p> <p>SOR 判定により各市場に分割して取次ぐ場合、それぞれを同時に発注することで、注文の執行に要する時間の差により生じる市場間の格差を利用した取引戦略（いわゆるレイテンシーアービトラージ）が介入する余地を極力排除します。</p> <p>3) 2) において、PTS 市場等への発注は、次のとおり行います。</p> <p>成行注文として発注いただいた注文については、金融商品取引所市場の最良気配価格の指値注文に変更させていただきます。指値の場合は指値と金融商品取引所市場の最良気配価格を比較して有利な価格で発注いたします。</p> <p>4) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>※ SOR 対象銘柄を PTS 市場等において執行する場合には、価格及び約定可能性の有利性の観点から PTS 市場等において執行するものですが、価格及び約定可能性の判定時と執行時の間には極めて微小ではありますが、時間差があります。そのため、執行（約定）時点の金融商品取引所市場の最良気配価格と比較した場合に、不利な価格で約定する可能性がある点にご留意ください。</p> <p>4. その他</p> <p>(略)</p> <p>また、上記 2.(1)【2】に記載のとおり、SOR 対象銘柄を PTS 市場等において執行する場合には、価格及び約定可能性の有利性の観点から PTS 市場等において執行するものですが、価格及び約定可能性の判定時と執行時の間には極めて微小ではありますが、時間差がある点にもあらかじめご留意のうえお取引ください。</p> <p>付則</p> <p>1. この改定は、2024 年 4 月 22 日から施行する。</p> <p>2. 前項にかかわらず、この改定は、当社における改定内容に基づくシステム稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2024 年 4 月 22 日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行するものとします。</p>	<p>して各市場に取次ぎます（単元未満となる分割発注はされません。）。そのため、1 注文が複数市場に跨って約定が成立する場合がございます。なお、SOR 判定により、各市場に取次ぐ際には IOC 注文で発注いたします。</p> <p>SOR 判定により各市場に分割して取次ぐ場合、それぞれを同時に発注することで、注文の執行に要する時間の差により生じる市場間の格差を利用した取引戦略（いわゆるレイテンシーアービトラージ）が介入する余地を極力排除します。</p> <p>3) 2) において、PTS 市場等への発注は、次のとおり行います。</p> <p>成行注文として発注いただいた注文については、金融商品取引所市場の最良気配価格の指値注文に変更させていただきます。指値の場合は指値と金融商品取引所市場の最良気配価格を比較して有利な価格で発注いたします。</p> <p>4) (略)</p> <p>※ IOC 注文 (Immediate or Cancel order) とは、<u>指定した値段かそれよりも有利な値段で、即時に一部あるいは全数量を約定させ、成立しなかった注文数量を失効させる条件付注文です。</u></p> <p>※ SOR 対象銘柄を PTS 市場等において執行する場合には、価格及び約定可能性の有利性の観点から PTS 市場等において執行するものですが、価格及び約定可能性の判定時と執行時の間には極めて微小ではありますが、時間差があります。そのため、執行（約定）時点の金融商品取引所市場の最良気配価格と比較した場合に、不利な価格で約定する可能性がある点にご留意ください。</p> <p>4. その他</p> <p>(略)</p> <p>また、上記 2.(1)【2】に記載のとおり、SOR 対象銘柄を PTS 市場等において執行する場合には、価格及び約定可能性の有利性の観点から PTS 市場等において執行するものですが、価格及び約定可能性の判定時と執行時の間には極めて微小ではありますが、時間差がある点にもあらかじめご留意のうえお取引ください。</p> <p>(追加)</p>
---	---

以上